

☆ 誇りを持って暮らせるまち三木

三木市記者発表資料 (令和3年5月18日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 小山智史 (内線 2230)	中小企業振興係	0794-82-2000 (内線 2234)

タイトル

時短営業飲食店取引先支援給付金の申請受付を開始 ~三木市独自支援策~

内 容

令和3年1月に発令された新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に 伴う飲食店の時短営業により、大きな影響を受け、売上が大きく減少している市 内の卸売業者等に対し給付金を支給することにより、事業活動の継続を支援し ます。

1 対象

次に挙げる要件のほか、一定の要件のすべてを満たす中小企業者

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること
- (2) 市内に主たる事業所を有すること
- (3) 令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請に伴い、 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象となっている飲食店と 直接の取引があること
- (4) 令和3年1月から3月までのいずれかの月の売上が、平成31年(令和元年)または令和2年の同月と比較して30%以上50%未満減少していること
- (5) 国による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の給付対象者でないこと
- (6) 兵庫県の営業時間短縮要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力 金の給付対象者でないこと
- (7) 市税を滞納していないこと

2 給付金の額

法人事業者 30万円 (定額) 個人事業主 15万円 (定額) 1事業者につき1回を限度とします。

3 給付金の申請方法

給付金支給申請書に必要書類を添付し、郵送で三木商工会議所へ提出。 郵便物の追跡ができる簡易書留やレターパックプラスでの提出をお願いします。

4 申請受付期間 令和 3 年 5 月 20 日 (木) ~8 月 20 日 (金) 郵送の場合は当日消印有効です。





5 申請書提出先

〒673-0431

- 三木市本町2丁目1-18 三木商工会議所内
- 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局 宛

セールスポイント

国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金制度」と重複しない三木市独自の中小企業等への支援策です。

市内の中小企業等と繋がりが深い三木商工会議所と連携することで、より的確な支援を行います。